

# 校内研修



## 通級による指導の理解と連携



令和元年度 専門研究 特別支援教育研究グループ



# 1. 通級による指導について の基礎知識

Q. /



「通級による指導とは、  
どのような指導ですか？」

# 通級による指導

## 通常の学級

授業ユニバーサル  
デザインや合理的  
配慮による授業



## 通級指導教室

障害に応じた  
特別の指導



授業ユニバーサル  
デザイン : すべての子どものために  
工夫・配慮された授業

合理的配慮 : 障害のある子どもにとって生活しや  
すく、学びやすくなるような配慮

# 通級による指導



障害による**学習上又は生活上の困難を改善・克服し**, 通常の学級における授業においてもその指導の効果が発揮されることを目指す。

## Q. 2



「通級による指導の指導内容は  
何ですか？」

# 指導内容



## 自立活動の内容の6区分

1. 健康の保持
2. 心理的な安定
3. 人間関係の形成
4. 環境の把握
5. 身体の動き
6. コミュニケーション

特別支援学校

幼稚部教育要領

小学部・中学部学習指導要領

平成 29 年 4 月 告示

# 具体的な指導例

友達とうまく  
いかない...



私は悪く  
ないのに!



板書をうまく  
写せない...





# Q. 3



「通級による指導では，別室で学習の遅れを取り戻させるために教科の補充を行ってもよいのですか？」



# 各教科の内容の取扱い



## 従前の学習指導要領

「各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」



## 新学習指導要領（平成29年改訂）

「各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。」

# 各教科の内容を取り扱いながら 行う指導の具体例

意図を読み取ることに困難を抱える児童生徒に対し、文学的な文章の中で登場人物の考えや気持ちを読み取る指導を行うため、国語の教科を取り扱う。

推論が苦手な児童生徒に対し、図形の特徴や操作の手順を言語化、視覚化して指導するため、数学の教科を取り扱う。

単なる各教科の遅れを補充する  
ための指導とはならないように

## Q. 4



「通級による指導は，どのような児童生徒が対象になるのですか？」

# 対象となる児童生徒



言語障害者

自閉症者

情緒障害者

弱視者

難聴者

学習障害者

注意欠陥多動性障害者

肢体不自由者

病弱者及び身体虚弱者

※知的障害の児童生徒は指導の対象に含まれない

# 入級の判断



- 医学的な診断の有無のみにとらわれない
- 生徒自身や保護者の意向も確認



**総合的に判断する**

# Q. 5



「通級による指導は、週に何回  
行うことができるのですか？」

# 授業時数



## 小・中学校

年間, 35単位時間から280単位時間までを標準  
(週当たり, 1単位時間から8単位時間程度まで)

※LD及びADHDの児童生徒は, 年間10単位時間  
(月当たり1単位時間)が下限

## 高等学校

年間, 7単位を超えない範囲



# 特別の教育課程の編成



- **加える場合**

在籍校の教育課程

障害に応じた  
特別の指導

放課後，長期休業中に行う

- **一部に替える場合**

在籍校の教育課程

障害に応じた  
特別の指導

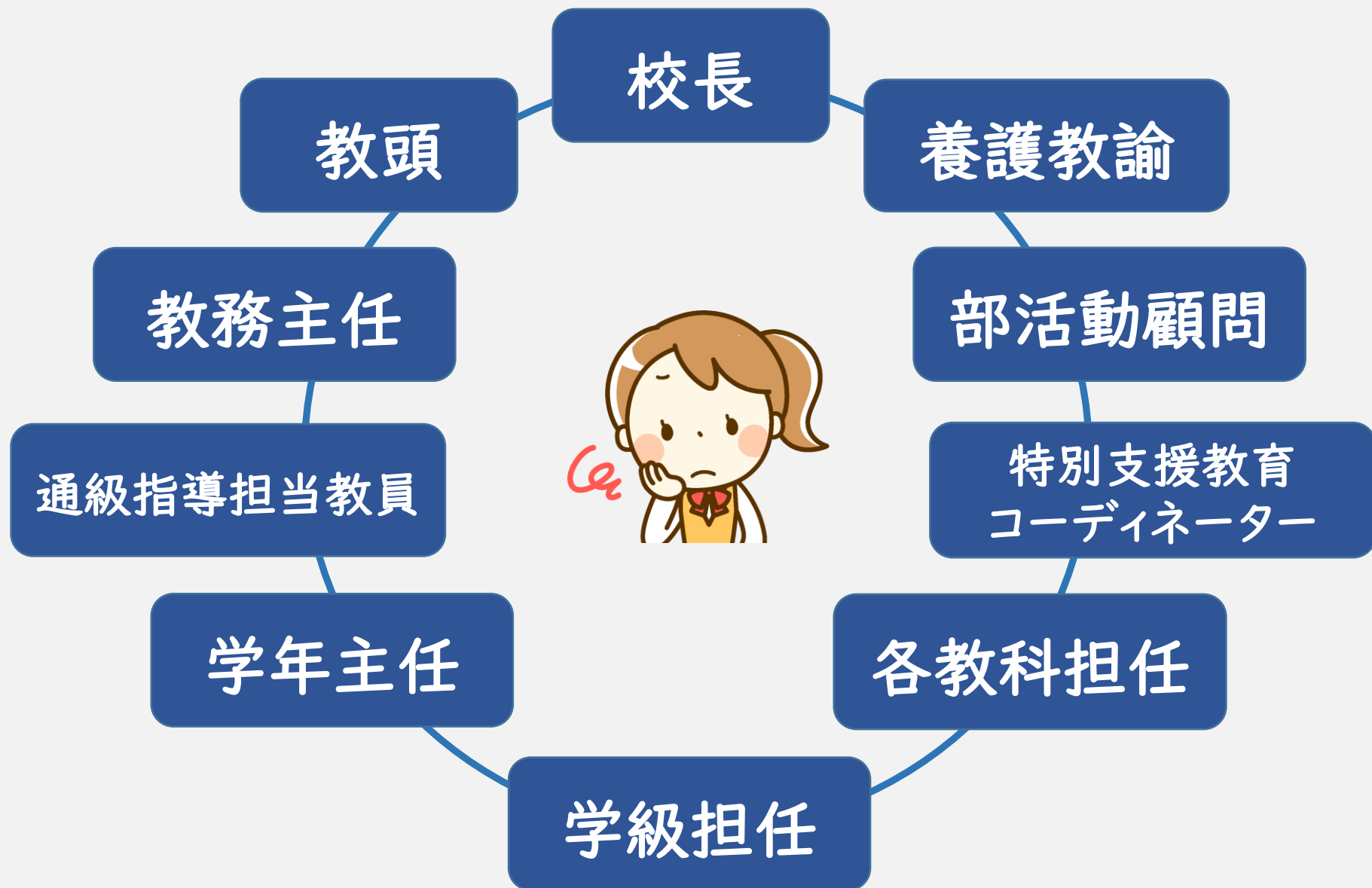
授業を  
抜けた分  
の配慮

教科の授業を抜けて行う



## 2. 通級による指導に 関わる校内連携

# 校内体制



# 入級のきっかけ



## 養護教諭

- ・保健室への来室回数や症状など、ちょっとした変化への気付き

## 学級担任

## 各教科担任

- ・授業や学校生活全般でのつまずき

## 通級指導担当教員

## 特別支援教育コーディネーター

- ・小学校との連携

# 生徒・保護者との教育相談



学級担任

学年主任

- ・生徒や保護者の気持ちをくみ取りながら相談
- ・安心して相談できる環境や雰囲気づくり

特別支援教育コーディネーター

通級指導担当教員

養護教諭

- ・必要に応じてサポート

# 校内支援委員会での検討

校長・教頭

教務主任

学年主任

学級担任

特別支援教育コーディネーター

通級指導担当教員

養護教諭

- ・指導内容や時数等について協議
- ・生徒に寄り添った学校の対応や、支援の在り方について検討
- ・必要に応じてケース会議の実施



# 情報収集



学級担任

各教科担任

部活動顧問

- ・学校生活の様々な場面における, 生徒についての情報提供

養護教諭

- ・個別に話を聞ける状況を活用し, 生徒の相談役に

# 個別の教育支援計画，個別の指導計画の作成

特別支援教育コーディネーター

通級指導担当教員

学級担任



- ・複数の教員で作成
- ・生徒や保護者の意向を可能な限り尊重
- ・作成した計画は，校長や教頭が確認
- ・生徒や保護者の承諾



# 通級による指導後



## 通級指導担当教員

- ・指導内容の記録と共通理解
- ・定期的に、保護者に指導内容の連絡
- ・通級による指導の効果が、通常の学級での学習や生活に生かされているかの情報交換

# 学期末，学年末

特別支援教育コーディネーター

通級指導担当教員

学級担任



- ・指導の評価や次学期の指導内容について検討
- ・指導要録の記載内容の検討  
(指導内容, 指導時間)

# 校内連携のまとめ



通級による指導を充実させるため、  
**全教職員**で連携して指導に当たる  
ことが大切

# 通級による指導を行うことで

- ・心理的に安定して学校生活を送れるようになった。
- ・周囲の友達とのトラブルが減り、良好な人間関係を構築できるようになった。
- ・学習意欲や登校意欲が増した。
- ・できない部分ばかり見られていた児童生徒ができることを認められ、自信を持って生活できるようになるなど、自己肯定感が高まった。



# 振り返り



- ① 学習上又は生活上の困難を，改善・克服することを旨す。
- ② 自立活動の内容を参考に具体的な目標や内容を定め，指導を行う。
- ③ 各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。
- ④ 特別の指導を教育課程に加える，又はその一部に替えることができる。
- ⑤ 週当たり 1 単位時間から 8 単位時間程度。
- ⑥ 全教職員で連携して指導に当たることが大切。

# さらに詳しく知りたい方

## 宮城県総合教育センターHP

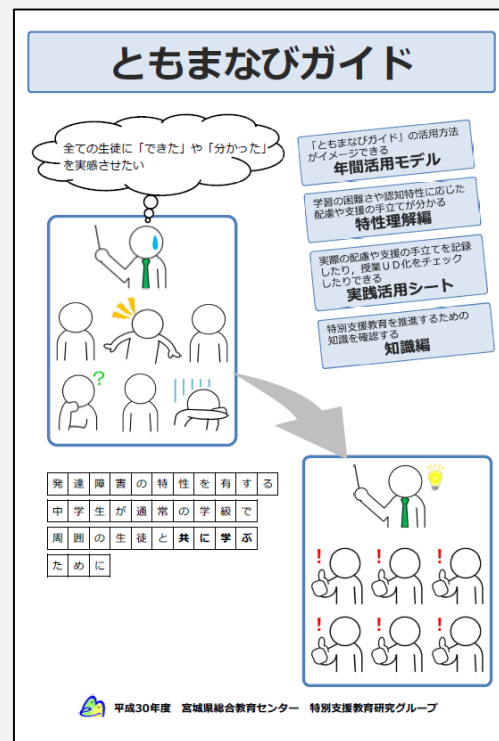
### 令和元年度 専門研究 成果物



通級指導教室サポートパック

検索

### 平成30年度 専門研究 成果物



ともまなびガイド

検索